

入札参加者の皆様へ

平成25年5月28日
宇都宮市 理財部 契約課
建設部土木管理課

平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

平成25年度公共工事設計労務単価（新単価）は、旧単価と比べ約15%の引き上げとなったことから、国土交通省及び栃木県においては、4月以降に旧単価で契約した工事について新単価に変更契約できる特例措置を設けたところです。

宇都宮市においても、技能労働者の適切な賃金水準の確保の観点から、国及び県に準じ、下記のとおりの特例措置を実施することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 措置の内容

2に定める対象工事の受注者は、宇都宮市建設工事請負契約約款に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるものとします。

2 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う請負工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価（旧単価）を適用して予定価格を積算したもの。

3 受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、工事発注課に連絡し、工事に係る打合せ簿により、監督職員と協議を行ってください。

なお、協議の請求期限は、工事発注課と調整のうえ決定してください。

4 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

上記に伴い、請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いします。

5 その他

2に定める工事の受注者に対しては、工事発注課より本特例措置に基づく対応が可能な旨、説明いたします。

6 問い合わせ

理財部 契約課	TEL 632-2165
建設部 土木管理課	TEL 632-2510